

## 第 54 回 品質保証分科会 議事録

1. 日 時 2021 年 2 月 24 日 (水) 13 時 30 分～16 時 30 分

2. 場 所 Web 会議

3. 出席者 (順不同, 敬称略)

出席委員: 中條分科会長(中央大学), 渡邊邦副分科会長兼幹事(原子力安全推進協会), 宇奈手(三菱重工業), 芝原(日立 GE ニュークリア・エナジー), 高橋(富士電機), 西山(東芝エネルギーシステムズ), 畠中(IHD), 原田(三菱電機), 飯塚(東北電力), 石合(電源開発), 高田(中国電力), 田中(関西電力), 中村(四国電力), 奈良(北海道電力), 西井(北陸電力), 古濱(東京電力 HD), 本田(九州電力), 三浦(中部電力), 佐藤修(鹿島建設), 長浜(清水建設), 足立(日本原燃), 小野(三菱原子燃料), 呉(日本製鋼所 M&E), 蓮池(グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン), 佐藤吉(元東京海洋大学), 清水(発電設備技術検査協会), 藤巻(原子力安全推進協会), 景井(ヒューローベリタスジャパン), 菅谷(日本エヌ・ユー・エス) (計 29 名)

代理委員: 富澤(日本原子力発電, 赤尾委員代理), 根木(大成建設, 安達委員代理) (計 2 名)

欠席委員: 景平(原子燃料工業), 野村(日本原子力研究開発機構), 吉田(熊本大学名誉教授), 須田(テクノファ) (計 4 名)

常時参加者: 高田(原子力規制庁) (計 1 名)

説明者: 品質保証検討会 鈴木主査(創発ラボ), 秋吉副主査(原子力安全推進協会), (計 2 名)

事務局: 寺澤, 境, 田邊 (日本電気協会) (計 3 名)

## 4. 配付資料

- |               |  |
|---------------|--|
| 資料 No.54-1    | 第 53 回品質保証分科会議事録 (案)   |
| 資料 No.54-2    | 原子力規格委員会 品質保証分科会 品質保証検討会 名簿 (案)  |
| 資料 No.54-3-1  | JEAC4111-20XX 「原子力安全のためのマネジメントシステム規程」規格案への公衆審査(2020/12/1～2021/1/31)におけるご意見 (受付順) |
| 資料 No.54-3-2  | 原子力安全のためのマネジメントシステム規程 (JEAC 4111-20XX) 改定案に関する公衆審査における意見に対する回答                   |
| 資料 No.54-3-3  | 「原子力安全のためのマネジメントシステム規程 JEAC4111-2021」について (巻頭言)                                  |
| 資料 No.54-4    | JEAG4121-2015 「第 2 部 実効的システムの構築及び運用に向けて」の要否チェック                                  |
| 資料 No.54-5    | 民間規格策定活動について～新入オリエンテーションを兼ねて～  |
| 資料 No.54-6    | 第 15 回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合資料   |
| 資料 No.54-7-1  | 原子力規格委員会 品質保証分科会 2021 年度活動計画 (案)   |
| 資料 No.54-7-2  | 2021 年度 各分野の規格策定活動 (案)   |
| 資料 No.54-7-3  | 2021 年度 JEAC 4111 講習会等 計画  |
| 資料 No.54-8-1  | 原子力安全のためのマネジメントシステム規程 JEAC 4111-2021 (完本版案)                                      |
| 資料 No.54-8-2  | JEAC4111-20XX 公衆審査以降の修正リスト   |
| 資料 No.54-参考-1 | 原子力規格委員会 品質保証分科会 委員名簿  |
| 資料 No.54-参考-2 | 品質保証検討会の委員候補の承認に関する書面審議の結果について   |

資料 No.54-参考-3	第 75-2 回原子力規格委員会 議事録 (案)
資料 No.54-参考-4	原子力規格委員会 品質保証分科会 2020 年度活動計画
資料 No.54-参考-5	JEAC4111「原子力安全のためのマネジメントシステム規程」改定案に関する書面投票(2次投票)の結果について
資料 No.54-参考-6	原子力安全のためのマネジメントシステム規程 (JEAC 4111-20XX) 改定案に関する書面投票 (原子力規格委員会規約第 14 条 3 項第 3 号による投票) において撤回されなかった反対意見と回答
資料 No.54-参考-7	書籍名: 原子力安全のためのマネジメントシステム規程 (JEAC 4111-2021) 編集スケジュール
資料 No.54-参考-8	特別講習会_JEAC4111-20xx_開催案内 (案)
資料 No.54-参考-9	長期運転体系検討タスク日本原子力学会 参加協力状況について
資料 No.54-参考-10	規格作成手引き (2020 年 12 月 3 日改定)

## 5. 議 事

事務局より、本分科会にて私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないことを確認の後、議事が進められた。

### (1) Web 会議注意事項, 決議方法紹介, 代理出席者, 常時参加者, 説明者, オブザーバの承認, 会議定足数の確認, 配布資料の確認等

事務局より、Web 会議での注意事項の説明後、代理出席委員 2 名の紹介があり、分科会長により承認された。代理を含め出席委員が 31 名で、定足数 (23 名以上) を満たしていることが事務局より報告され、確認された。次に、事務局より、説明者 2 名の紹介の後、資料 No.54-参考-1 に基づき、分科会委員名簿の変更及び新委員の紹介があった。その後、配布資料については事前送付されているので問題ないことを確認した。

### (2) 前回議事録確認【審議事項】

事務局より、事前に確認を受けた資料 No.54-1 の前回議事録 (案) の紹介があり、正式議事録とすることを Web の挙手機能により決議し、賛成多数で承認された。

その他関連情報として、事務局より、資料 No.54-参考-3 に基づいて第 75-2 回原子力規格委員会議事録案の紹介があり、この委員会で、JEAC4111 改定案が、委員会規約第 14 条第 3 項第 3 号に基づく書面投票に移行後可決され、公衆審査を終了し、ここで出された意見対応について今回の分科会で審議頂くとの説明があった。

### (3) 品質保証検討会委員候補承認について【審議事項】

事務局より、資料 No.54-参考-2 に基づき、下記 1 名の品質保証検討会委員の交代があることの紹介があり、委員として承認するかについて Web の挙手機能を使用して決議の結果、全員賛成で承認された。

島津 委員 (北海道電力) → 吉田 委員候補 (同左)

### (4) JEAC4111-20XX「原子力安全のためのマネジメントシステム規程」公衆審査結果及び対応について【審議事項】

品質保証検討会 鈴木主査及び秋吉副主査より、資料 No.54-3-1 から資料 No.54-3-3 に基づいて、JEAC4111-20XX「原子力安全のためのマネジメントシステム規程」公衆審査結果及び対応について説明があった。

審議の結果、JEAC4111-2021 については、公衆審査意見対応結果を原子力規格委員会三役に確認後、意見者に対応を説明し、出版準備に入ることにについて決議の結果、賛成多数で承認された。

主なご意見・コメントは以下のとおり。

- ・ 公衆審査で5つの意見があり、回答案を提示しているが、意見があれば発言をお願いします。
  - ・ 巻頭言については、公衆審査には付けておらず、分科会には、本日初めて提示したことになる。この巻頭言については、検討会で作成したものであり、読んでもらいコメントがあればお願いします。
  - ・ 資料 No.54-3-3 の巻頭言は、以前出したコメントが反映されていないので、最終版では無いと考える。
- 最終版を分科会委員に送るので、もう一度確認頂きたい。
- ・ 補足説明だが、2月15日に分科会で検討前であるが、原子力規格委員会の三役に対する事前説明の機会があり、公衆審査に対する回答案について、分科会長から編集上の修正であるというコメントを頂いた後、原子力規格委員会三役に説明した結果、編集上の修正であるということで確認を得ている。もし分科会でのコメントで修正があった場合には、再度確認する条件付きとなっている。
  - ・ 公衆審査の意見回答については、意見が尽くされたので、この後修正が入る場合には分科会長に判断を一任するというので、この内容で進めることについて決議を取りたいと考える。
  - ・ 今後の対応としては、原子力規格委員会三役に確認後、公衆審査意見者に回答を説明し、了解が得られたら、原子力規格委員会ホームページに掲示後、出版準備に入る。
- 特に異論がなかったため、公衆審査に対する意見対応について Web の挙手機能を使用して決議の結果、賛成多数で承認された。

## (5) 検討会活動報告【その他】

### 1) JEAG4121-2015 の位置付け検討について

品質保証検討会 鈴木主査より、資料 No.54-4 に基づいて、JEAG4121-2015 の位置付け検討について、検討会で実施した予備的な評価結果の説明があった。

### 2) 民間規格策定活動について

品質保証検討会 鈴木主査より、資料 No.54-5 に基づいて、検討会で実施した民間規格策定活動の説明内容の紹介があった。

主なご意見・コメントは以下のとおり。

- ・ 各分科会幹事で構成し、原子力規格委員会を支えている、基本方針策定タスクというのがあり、その場で原子力規格委員会の委員、分科会の委員、検討会の委員に対して倫理規定の働きかけをどうするかということが議論になっている。そういう意味でこの資料を分科会として皆で認識し合うことは、他の分科会から見ても良好事例であると思うので、明日に基本方針策定タスクで、品質保証分科会としてはこの資料を共有し、委員活動を活性化しようとしているということで、良好事例として紹介したいと考えている。それと資料 No.54-5 の後半の 35 頁、36 頁については、今後分科会として JEAC4111 をどの様にするかという個所になるので、今後議論したいと考える。
  - ・ JEAG4121 で必要、不必要の判定をしているが、来年度は、これを精査して△とか○の部分をもの様に落としていくかということを行っていくという理解で良いか。
- ○, △, × は、予備的な評価であるので、それについて合意を得て、そこから作業に入りたいと考えている。
- ・ このあたりの、○, △, × の判断というのは、分科会に係るという必要性は如何か。
- 見てもらい、意見があれば言ってほしいと考える。これは担当者ベースの感覚で判断しており、情報交換で多少のばらつきがあるので、見てもらい意見があればお願いしたい。

- ・ 検討会で検討した後、適切な時期に分科会で確認することとする。

(6) 第 15 回（技術評価の優先順位）新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合結果について【報告事項】

事務局より、資料 No.54-6 に基づいて、第 15 回（技術評価の優先順位）新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合結果について報告があった。

主なご意見・コメントは以下のとおり。

- ・ JEAC4111 に関して何らかのエンドースを求めると、前回の規格類協議会でそのようなことを述べたが、今回の話を聞くと安全に関わるマネジメントシステムについては、規則解釈で十分なので、JEAC4111 そのものが、不要ではないかということに近いような発言であり、色々な意味でショックを受けた発言であった、それが、原子力規制庁を代表するような意見とは考えていないので、発刊後に原子力規制庁に面談の場を設け内容を説明し、何らかの位置付けの明確化を図っていくようお願いしようと考えている。
  - ・ この会合には出ており、あまり口は出さなかったが、原子力規制庁とすれ違いがあるような気がする。JEAC4111 そのものが、どの様に成り立っており、どういうものかということが、それほど知られていないので、そのあたりから議論して行かないと、どうしようも無いと思う。やはり、規則だけだと運用がうまくいかない所もあり、言葉そのものが定義されていない所も沢山ある。例えば偽造品という言葉が使われているが、規則では定義されていないが、これは国際規格には定義が書いてあり、我々も書いている。そういうところがあちこちにある。JEAC4111 を使うとこんなに良いことがあるという様な販売活動を行っていかないとうまくいかないのかと思った。
  - ・ 元々の原則である規制側が性能要求を決めて、民間側が仕様規定を作成するという、住み分けの原則が曖昧になっているのかと考える。その中で JEAC4111 の中身というのを十分理解されていないのかという感じを受けた。
  - ・ いわゆる性能規定と仕様規定のすみ分けをしようという考え方は、原子力規制庁の中ではっきりしているのか。
- 一般的に言うと、その様にしようということは、原子力規制庁の文書の中にも書いてあるし、全体としてはそのような認識になっていると思う。構造基準だとそういうことははっきりするが、品質保証規格の場合、はっきりとは別れないと思う。例えば以前分科会長が言われたように、文書管理だと「適切で正しい文書が使用されることを確実にする。」という様な性能要求があるが、それからすると、事前に承認するとかは仕様要求になる。一般的には、規制要求は、性能要求であるべしということは、はっきりしていると考え。- ・ 大枠の性能要求に対する仕様規定というのを JEAC4111 に当てはめて JEAG4121 に記載のある、推奨事項、適用ガイドに相当するものを、JEAC4111 に持ってきてくれと言ったのは、原子力規制庁側の要請であり、その際も原子力規制庁の上の方は、性能規定に対する、仕様規定の適用ガイドと位置付けて JEAC4111 に記載してほしいということで、形がそうであったとしても、先程話があったように、マネジメントシステムで、仕様規定だからといって、全てそうはならない。

(7) JEAC4111 の今後の活用について

品質保証検討会 鈴木主査より、資料 No.54-5 の 35 頁から 37 頁に基づいて、JEAC4111 の今後の活用について説明があった。

主なご意見・コメントは以下のとおり。

- ・ 今後 JEAC4111 をどの様に使用していくかについては、規制との関わりというのは、避けて通れないと考える。これについて自由な意見をお願いする。
- ・ 先程、規格策定側に立っている立場で細かく説明があったが、実は、過去数年米国の電力会社の取組を調査した結果、電力会社にとっても、運用する規制側にとっても米国で一番

インパクトのあった事件は、デービス・ベッセ原子力発電所のトラブルがあり、それにより事業者は電力側でも情報公開してオープンにし、自分たちの活動の中に他の電力も呼び、自主的に改善努力をしようというきっかけになった。規制側もデービス・ベッセのトラブルを、それまでの評価はずっと緑であったのが、あのような問題を抱えていたということで、規制自体は何を行っていたんだということで、規制側も安全文化も含めて本気で対応するようになった。インターフェイスの部分は、日本と米国とは違うが、今回 ROP を成功させたのは、事業者側は事業者が頑張ったから、NRC 側は NRC が頑張ったからだ、両方が頑張ったからうまくいったのだと言っているが、基本は規則解釈があったとしても、これだけで物事が進むわけではなく、CAP にしても、変更管理にしても、魂を入れるのは民間側であって、魂を入れるための基本的な事柄は、JEAC4111 に記載してある。そういった意味で、規制側に何らかの位置付けをしてほしいと考えているが、そうでなくても取組のベースになるものは、JEAC4111 であると考えている。

- 基本的には、事故を防いでいく、安全を確保していくといった時に、何らかのシステムとか、プロセス、仕組みを作り、取り組んでいくということが、科学的には大事なことと思うし、そうした、システムとかプロセスとかを作り上げていく時に、言われた通りやっているのでは上手くいかない。自主的に、自分達で考えながら取り組んでいくというのが非常に大事なことであるし、そういう所で JEAC4111 を使用してもらえれば、作成した人も意味があることだと考える。どの様にしたら、その様な方向に持っていけるのかと思う。
- ・ 冒頭の話にもあったように、事業者は JEAC4111 を使用してきた経緯もあるので、発電所のような現場ではなじみ深い所がある。今後積極的に使用していくツールであると考え
- る。
- ・ ある意味ではこれまでの延長というか、非常に使いやすいものになっているということだと考える。
- ・ いまの JEAC4111 は運用の仕方まで書いてあるので、制定してもらえば発電所の方も、迷うことが無いので、エンドースしてもらえればと思っている。
- ・ ある意味では、JEAC4111 には適用ガイドが書いてあるので、そういう意味では適用しやすいという面もあるし、一方、規制側との関係で言うと、エンドースをもらえると、非常に安心して使えるということもある。そこがうまくいけばという話だと思う。
- ・ JEAC4111 は、これまで十数年馴染んでいるので、例えば色々な用語、品質管理規則の用語とか法令用語で分かりにくい部分もあるので、その様な用語を我々の規格の中できちんと定義しているということは、十分役に立っていると思う。
- ・ やはり、用語の定義等、原子力規制当局と、すり合わせをし、同じ共通の考え方を持ってやるのが良いと考えている。
- ・ 先程、巻頭言にあったように、JEAC4111 の規制に対する解釈の要求事項だけではなく、追加要求事項を定め、是正向上を目指すように作られているので、規制側にきちんと説明した上で対応するのが良いかと思う。
- 規制側に如何に納得してもらうように説明していくかということが重要だと考える。
- ・ JEAC4111 については、資料関係について、今までも、これからも規制当局への説明資料として使い続けていきたいと考えている。規制当局で言っている意味が違うとか言われたら、さっそく是正したいと考えており、これからも使用していくという思いは変わらない。
- ・ JEAC4111 の扱いを何処までするのかということも社内でも議論しているが、しっかり厳格に運用するべきだという意見もあれば、もっと自由度のある運用で良いのではないかという意見もある。規格に対する考え方もエンドースも含めて、色々な意見がある。
- ・ 規制側から JEAC4111 と保守管理規程の JEAC4209 は、エンドースされない方が良く、エンドースされてしまうと、ものすごく窮屈になるので、JEAC4111、JEAC4209 はもう少し自由な状態が必要なもので、エンドースされない方が良く、公開の場で意見されたことがある。その意味で、もう少し位置付けを明確にされればよく、エンドースまでする必要はない。そういう意味で、自由度があった方が、自主的に取り組みやすいという部分があ

った方が良いかと思う。ただ、自主的に、柔軟的に取り組むには JEAC4111 は悩みながら作ったものであり、柔軟に取り組む出発点になれるものと考えるので、上手く繋がれば良いと思う。

- ・ 要求事項と、適用ガイドの部分を分けて、ガイドの方は自由に使っても良いとしているのは、まさに柔軟性を確保するための一つの仕掛けとして考えたことだと思う。今後良いことがあれば JEAC4111 に反映していくと良いと考える。
  - ・ JEAC4111 を事業者が社内で活用していくということに関しては、各社の意見の通り、当社もこれを使っていくということについて全く違いはない。一方、エンドースとかいったところについては、これまでの従来型の保安検査では QMS の扱いについては、細かな議論があり、その中で JEAC4111 がエンドースされているということは、非常に意味があることだと考える。ただ、現状の原子力規制検査では、個々の QMS の活動そのものの良し悪しを議論するというよりは、どの様な成果を出していくのかということに規制側のポジションが変わっているのです、そういう意味では従来のもものと比べると、エンドースをする必要性というのは低くなってきたのではないかと考える。ただ一方、規制側との共通理解の基盤という意味では、非常に重要だと考えているので、その方向で、規制側としっかりやり取りをしていくことは、必要であると考えます。規制側とのすれ違いというか、JEAC4111 の生い立ちについても、事業者が、これをどのように使っていきたいかという考え方も含めて議論をする必要があるのかと思う。規制側から見たときに事業者がこのとおりすれば、それで良いと思っており、事業者がそのように使いたいからエンドースしてほしいという理解だとすると、今この場で議論してきたことと違う内容になるので、そこはしっかりと議論して行かなくてはならないと考えている。
  - ・ 規制側がパフォーマンス向上ということに動いていけば、そんなに細かいことを言い出すということではないので、逆に言うとやり方は、自分たちに任せてもらう話になるので、そうすると、先ほどの保守管理と同じ話かもしれないが、あまり、エンドースにこだわるのが、良いか悪いかという話だと思う。それぞれのスタンスというのは、規制側と、実際にやっている側で合っておらず、やはりそこは、まずいということで、やはり、意見交換という場を設けてやっていかないといけないと考える。
  - ・ JEAC4111 は、他の全ての規格のベースとなっている内容であると理解している。規制側と我々の認識というものがずれているところの隙間を埋めないといけないと感じている。そのためには、事業者は認識を改めて JEAC4111 を作っているという根本的なところの理解を頂くように、理解を深め、共通認識を持ってもらうと良いと考えている。
  - ・ この規格は、皆さん頑張って作ってきた規格なので、我々民間で自主的に使っていくという、一つの道標として自主的に使っていくというのが基本となる。我々の理解と、規制側の理解が異なっているというのは好ましくないもので、その差を詰め、共通認識を作っていくということが、非常に大切であると考えます。ただ、エンドースと言うと、少し重たいのかなと思う。
  - ・ 今まで伺った意見を聞くと、電力事業者としては、JEAC4111 というのを、自分たちが色々な自主的な取り組みでの、一つの資料ということで活用していきたいという意見であり、その上で規制との関係性を考えた時に、自分たちが取込もうとしている、JEAC4111 の思想や考え方を理解してもらわないといけないということ、それから、当然規制との兼ね合いでいうと、JEAC4111 が要求しているものと、規制当局が要求しているもの間にずれが無いのだということ、理解してもらうことが大事だと思う。そういう意味では規制との議論を行う場というものを継続的に持っていかななくてはならないという認識を皆さんが持っているものと感じた。
  - ・ 一つの提案だが、皆さんが意見したことを一度紙に書いて、少しまとめてみたらどうかと思う。そういう意味で、まとめたものを誰がどう言ったという形ではなく、民間側の総意としての考え方は、この様な方向性があるんだということを皆で再認識するためにも、一度書いてもらい、それを集約するというのが、良いかと考える。
- それは良いことであると考えます。今回は限られた時間なので、電力事業者に意見を伺った

が、当然メーカーとか、建設業とか、鉄鋼関係及び学術関係の方もいるので、そういう意味では、それぞれの立場でどの様に活用したら良いかということをご意見頂き、それをまとめて、品質保証分科会として、きちんと整理しておくのは、非常に良いことかと考えるが、皆さん如何か。

- ・事務局より、意見募集依頼を分科会委員及び検討会委員に3月1日に送付し、3月15日まで意見募集を行う。いただいた意見は集約し、今後の議論の基とする。

#### (8) 2021年度品質保証分科会活動計画及びJEAC4111講習会計画について【審議事項】

品質保証検討会 鈴木主査より、資料 No.54-7-1 から資料 No.54-7-3 に基づいて、2021年度品質保証分科会活動計画及びJEAC4111講習会計画について説明があった。

2021年度品質保証分科会活動計画案について、今回の意見を反映し、原子力規格委員会に上程することについて決議の結果、全員賛成で承認された。

主なご意見・コメントは以下のとおり。

- ・事務局だが、資料 No.54-7-1 の一番下の部分が欠けているので修正し、委員に再送付する。
  - ・品質保証分科会の2021年度活動計画は、3月末の原子力規格委員会で、幹事が説明することになっているので、原子力規格委員会の委員に説明をして了解を頂き、取り組んだ結果を翌年に説明するという事になっているので、外の目にさらされるということで見たい。
  - ・事務局だが、補足説明をすると、資料 No.54-7-1 のJEAC4111の改定年月に本日の日付が入っているが、これは規約上本来は、公衆審査で意見が無ければ公衆審査終了日が改定日となると定まっているが、JEAC4111では、公衆審査でご意見があったので、その審議が終わった日が、改定日になるということで、先ほど審議を頂いたので本日の日付が改定日になっている。
  - ・補足させてもらおうと、今年から来年にかけてベテランの品質保証検討会委員がリタイヤするのが明確になっており、そういう意味で世代交代に差し掛かっているという共通認識があり、その意味で次なる人たちをどの様に育てていくかと言うことが検討会でも課題なので、ナレッジマネジメントという抽象的な言葉を使ったが、背景には次世代をどう育てていくかと言うことが課題になっていることだと理解している。
  - ナレッジマネジメントという言葉を使うかということは別にして、いわゆる後継者を育てていく、次の世代に引き継ぎをしていくことをちゃんとやっていくということだと思う。大事なことなのできちんと取り組んでいきたいと思う。
  - ・議論が尽くされたと思うので、今回のエディトリアルな所は修正するとして、この後修正が入る場合には分科会長に判断を一任するという事で、品質保証分科会として、2021年度活動計画を原子力規格委員会に上程するかについて決議したいと考える。
- 特に異論がなかったため、2021年度活動計画について本日の意見を反映したものを、原子力規格委員会に上程することについて、Webの挙手機能を使用して決議の結果、全員賛成で承認された。

#### (9) JEAC4111規格発刊準備について【報告】

品質保証検討会 秋吉副主査より、資料 No.54-8-1、資料 No.54-8-2 及び資料 No.54-参考-7 に基づいて、JEAC4111規格発刊準備について説明があった。

主な説明は以下のとおり。

- ・ 資料 No.54-8-1 は規格の完本版，資料 No.54-8-2 は誤記チェックリストであり，公衆審査が終わり，この時期に誤記チェックを行うように規格作成手引きに書かれており，品質保証検討会で実施中の作業状況をご紹介する資料である。
- ・ スケジュールとしては，現在第二校をチェックしており，3月17日に校了となる。

#### (10) その他

##### 1) 長期運転体系検討タスク（日本原子力学会）参加協力状況について

事務局より，資料 No.54-参考-9 に基づいて，長期運転体系検討タスク（日本原子力学会）参加協力状況について説明があった。

##### 2) 規格作成手引きの改定について

事務局より，資料 No.54-参考-10 に基づいて，規格作成手引きの改定について説明があった。

##### 3) 次回品質保証分科会開催について

次回品質保証分科会は，別途調整し，事務局より開催案内を送付する。

以 上